

< 令和7年度静岡県薬物乱用対策推進方針の概要 >

<方針の柱1> 広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 新規** 小・中・高等学校において、「薬学講座」全校実施及びそのテキストに「薬物の誘いへの対処法（SNS編）」を追加（私学振興課、健康体育課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 重点** 大学、専修学校等において新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催（県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 重点** 新入生ガイダンス等において薬物乱用防止に係る指導を実施（総合教育課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課）

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 重点** 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間において市町と連携した啓発を実施（社会教育課）
- 重点** 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会を国との共催により開催（東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- ラジオ、SNS、ホームページ等を活用した効果的な広報活動を実施（広聴広報課、くらし交通安全課、県警人身安全少年課、県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- 重点** 学生との協働により大麻乱用防止啓発動画を制作、YouTube等のWEB動画広告を活用した動画を発信（薬事課）
- 重点** 大麻乱用防止のポスター掲示やリーフレット配架等を実施（産業人材課、職業能力開発課、薬事課）
- 静岡県宅地建物取引業協会と連携して一人暮らしを始める若者へ啓発資材を配布（薬事課）

<方針の柱2> 取締り及び監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点** 大麻等の薬物事犯の徹底した取締りを実施（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部）
- 重点** 市町と連携した携帯電話販売店等に対する立入調査の実施（社会教育課）
- 少年のい集場所等に対する街頭補導により薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等を実施（県警人身安全少年課）

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 重点** 危険ドラッグ販売店等に対して監視と徹底的な取締りを実施（県警薬物銃器国際捜査課、薬事課）
- 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定等（薬事課）
- 関係業界との危険ドラッグに係る協定等に基づく販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等による連携（薬事課）

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

- 新規** 大麻草栽培者免許を取得しようとする者に対して関係機関が連携した厳正な審査・指導を実施（県警薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課）
- 新規** 薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入者を警察へ通報するなど関係機関と連携した指導（県警人身安全少年課、薬事課）

<方針の柱3> 薬物問題を抱える人への支援の徹底

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 重点** 精神保健福祉センターにおいて依存問題回復を目指すリカバリーミーティングを開催（障害福祉課）
- 重点** 薬物乱用経験者及びその家族に対して精神保健福祉士及び公認心理士による助言や指導等を実施（東海北陸厚生局麻薬取締部）

(2) 相談体制の充実強化

- 新規** 薬剤師や登録販売者に対して、オーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等、ゲートキーパーとしての意識向上（薬事課）
- 重点** 学生との協働によりポスター・動画を制作、大麻問題を抱える若年層等に対して相談窓口を周知（薬事課）

(3) 適切な医療保護対策の実施

- 精神保健福祉法に基づく緊急に医療が必要な措置入院者に対して精神科病院での保護、受診指導及び助言を実施（障害福祉課）